

栃木市職員措置請求について

第1 請求の受付

1 請求人

栃木市〇〇町〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

2 請求受付年月日

平成27年9月18日

3 請求の要旨

- (1) 放送法64条3項の規定によりNHKが総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）1条2項で、ワンセグ機能付き携帯電話は、放送受信契約の締結義務がある旨規定されている。

おそらく、市長は、放送法や規約を正しく理解していないので、ワンセグ機能付き携帯電話でNHKと放送受信契約を締結する義務があることを知らなかった。或いは、契約相手であるNHKから特段の指示や要求がないので、放送受信契約を締結しなかったと思われる。

いずれにせよ、放送法64条の放送受信契約は強行法規であるので、放送受信契約の締結が必要か不要かを、市長の意思で決定する性質の契約ではなく、また、市長とNHKの間で、自由に合意して契約締結する性質の契約でもない。

- (2) NHKの運営を支える財源のほぼ全てが放送受信料であり、放送受信料は分担金であるが、一般的に分担金は、分担者が増えれば増えるほど、一人あたりの負担額が軽減する。

実際NHKは平成24年10月に分担者が増えたことを主な理由として放送受信料の値下げを行った実績がある。

よって、市長や栃木市以外の公共団体や事業所が、ワンセグ機能付き携

携帯電話で放送受信料を支払わないと、真面目に放送受信料を支払っている多くの国民の負担額が増える（放送受信料単価が不当に高くなる）という被害が発生する。

- (3) 市は、税金で運営している自治体であるから、国民よりも積極的に放送法や規約などの法規を遵守し、NHKと放送受信契約を締結する責任がある。

また、規約12条の2では、延滞利息の規定が設けられており、支払いが遅れば遅れるほど支払額が増嵩し、なにより違法行為を続けていれば、NHKや国民から損害賠償金を請求される可能性もあり得る。

- (4) 措置要求

市長は、所有あるいは占有しているワンセグ機能付き携帯電話が、放送法64条で定められた放送受信契約の締結義務がある受信設備であることを認め、速やかに放送法及び規約を遵守した放送受信契約を日本放送協会と締結する措置を講ずるよう市長に勧告することを求める。

4 請求人による事実証明書

日本放送協会に関する情報の提供について

第2 監査委員の判断

1 地方自治法第242条の要件に係る判断

- (1) 財務会計上の行為における違法性・不当性の有無等について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の

賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

すなわち、請求の対象となるのは、当該地方公共団体の長や職員等の違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担がこれに該当する。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、①公金の賦課又は徴収を怠る事実、②財産の管理を怠る事実が該当する。

- (2) 本件措置請求で請求人は、栃木市が所有あるいは占有するワンセグ機能付き携帯電話について、放送法及び規約に則り、日本放送協会と放送受信契約を締結する措置を講ずるよう市長に勧告することを請求している。

本件措置請求は、前記請求の対象となる行為のいずれに該当するかは必ずしも明確ではないが、仮に、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとする請求であると解しても、財産の管理を怠る事実とは、財務会計上の不作為を対象とするものであり、本件で問題とされている契約を締結して債務を積極的に負担する行為は、これに該当しないと解する。

したがって、本件措置請求は、市が何ら財務会計上の行為を行っていないこと、また、上記のとおり一定の怠る事実にも該当しないことから、法第242条第1項の要件を満たさないものと判断する。

- (3) また、市が財務会計上の行為を行っていないということは、市に損害を与えた事実が見受けられないということであり、「たとえ違法、不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない」ことは、最高裁判決で示されており、この点にお

いても要件を満たさないものと判断する。

2 結 論

上記のとおり、本件措置請求は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、本件措置請求を却下する。